

登園届 《保護者記入》

きつずベース 保育園長 殿

園児氏名 _____
年 月 日 生

《病名》 (該当疾患に☑をお願いします)

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑 (りんご病)
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	R S ウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹

(医療機関名) _____ (年 月 日受診) において
症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月 日
より登園いたします。

年 月 日
保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

厚生労働省 2018 年 3 月改定 保育所における感染症対策ガイドラインより

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

- ・かかりつけの医師により「登園してよい」旨の指示をうけてからの登園となります。「登園届」に保護者自身が記入し、園へご提出下さい。
- ・登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。
- ・「登園届」は当園の様式をご利用下さい。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること <u>※①発熱が治まっていること</u>
マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日後	発熱や <u>※②激しい咳が治まっていること</u>
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	解熱し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	<u>※③嘔吐、※④下痢等の症状が治まり</u> 、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	<u>※⑤呼吸器症状が消失し</u> 、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと

※①登園前24時間38℃を超える発熱がないこと。

※②連続した咳がない、喘鳴（ぜーぜーやひゅーひゅー）や、つらそうな呼吸がないこと。

※③登園前24時間嘔吐がない、食事もとれ、顔色も良いこと。

※④登園前24時間水様下痢がなく、軟便が1日1～2回程度、また、腹痛がないこと。

※⑤連続した咳がない、喘鳴（ぜーぜーやひゅーひゅー）や、つらそうな呼吸がないこと。呼吸の数も多くなし楽な呼吸をしていること。